



# 情報(第 113 号)



令和3年2月10日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階  
銀座社会保険労務士法人 代表社員 吉国 智彦  
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565  
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp  
URL:https://ginza-syaroushi.com/

## 令和 2 年の年金制度改正その 2



### 1 厚生年金保険、健康保険の適用範囲の拡大

企業及び従業員とも最も大きな影響がある改正は、短時間従業員の強制加入の適用対象が拡大されることです。

具体的には、現行、従業員数 500 人超の事業所につき、賃金要件として、月額 8.8 万円以上、労働時間要件として、週の労働時間が 20 時間以上であれば強制適用となっています（ただし、学生は除外）。前記の企業規模要件を段階的に引き下げていき、令和 4 年 10 月に 100 人超規模、令和 6 年 10 月に 50 人超規模となります。

また、現行、勤務期間要件として、1 年以上がありますが、これは撤廃され、フルタイムの被保険者と同様の 2 か月超の要件を適用することになります。2 か月以内の期間雇用は、適用が除外されていることによります。

更に、社会保険労務士、弁護士、税理士等の士業（個人事業主）は、強制適用業種ではなく、5 人以上雇用していても適用対象ではありませんでした。この改正により強制適用業種に追加されたことから、5 人以上の従業員がいれば強制加入となります。

### 2 改正による恩典

現在、短時間従業員であるときは、年金制度は、国民年金の第 1 号被保険者又は第 3 号被保険者であり、医療保険は、国民健康保険の被保険者又は健康保険の被扶養者であることとなります。

適用拡大になると、厚生年金保険の被保険者となって、現在、基礎年金のみの保障であるところ、加えて報酬比例の年金である老齢厚生年金が受給できます。障害状態になった場合でも、基礎年金のみの保障であるところ、加えて障害厚生年金が受給できます。更に、万一、死亡した場合には、遺族へ遺族厚生年金の受給権が発生します。

健康保険では、業務外のケガや病気又は出産によって仕事を休み給与が受けられない場合は、賃金の 3 分の 2 程度の傷病手当金や出産手当金が受給できることになり、保障が厚くなります。

国民年金の第 1 号被保険者又は第 3 号被保険者、国民健康保険の被保険者又は健康保険の被扶養者よりも厚生年金保険・健康保険の被保険者であると保障が厚くなる理由は、企業において保険料を半額負担いただくからです。

### 3 実情

当職事務所では、昨年 12 月、従業員採用時に公共職業安定所へ求人募集を行いました。最初に応募があった方は、年収 130 万円以内での就労希望であったことから、それのみでお断りせざるを得ませんでした。

現在、500 人以下の事業所では、週 30 時間以内であっても労使合意によって厚生年金保険・健康保険の被保険者となることができます。しかし、それによって被

保険者となっている方は少数で（そのため法改正が必要）、その理由は、前記のように週 30 時間以内で働きたいとの希望者が相当数おられることによります。

子どもが幼稚園や学校へ行っている間のみ働きたい、フルタイムは疲れるから小遣いが得られる程度の時間だけ働きたい、夫の被扶養者（税法上の扶養親族）となっていて、そうでなくなると夫の給与から家族手当が減るうえに、夫の所得税も高くなるといった理由からです。

隠れた理由として、夫には言わないでよい自由に使えるお金がほしいといった欲求もあるでしょう。まあ、その点はですね、夫の立場から言っても、付き合いから高額な商品を買ったり、無駄遣いの消費をしたりする場合がありますわけで、いちいちその理由を言うだけで疲れるので、お互いにへそくりくらいあった方が夫婦円満でしょう。余談をすると、へそくりとは、臍繰金の略で、婦人がへソ（経麻）を繰ってためた金の意で、主語は婦人ですから、夫は軍資金とでも呼びましようか。

#### 4 悩ましい適用拡大

さて、2のとおり、従業員全体にとって制度改正は朗報ということができます。しかしながら、3のような就業調整をされている方では、その理由から被保険者となることを避ける行動に出ることが予想され、それによって企業が人手不足となることを警戒する必要があります。

そのため、今から段階的に対策を講じていくことを推奨します。適確な労働力を求めるのであれば、現在の短時間労働者に対して、フルタイムで働いていただくこと、正社員への登用を促します。安い労働力を徹底して求めるならば、週平均 20 時間未満にして短時間従業員を増員していかざるを得ないこととなります。施行日直前になってでは対応しきれませんから、企業が求める労働力や制度説明をして、今から理解を求めていく対応が必要となります。

#### 5 生産性の高い従業員

何の仕事がされていますか、遣り甲斐は何ですか、工夫はされていますか、効率化の工夫はありませんかと聞いていくと、私は、ただ、決められた時間に、決められたことをしているだけの回答が多くあります。

仕事は生活のためにするものとの認識が一般的に多いところです。そのとおりですが、仕事が義務的になると、苦役になります。苦役は長く続きませんし、効率も上がりません。仕事はやらされるものではなく、やる気満々のものなることが従業員・企業にとって幸せなことです。従業員の教育も同時に進めていくべきです。

従業員育成研修講師を受託しております

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階  
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国智彦  
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565  
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp  
URL: <https://ginza-syaroushi.com/>